

＜経済環境適応資金 パワーアップ資金【施策推進枠】＞

(1) 資金名(略称)	パワーアップ資金【施策推進枠】(略称「環 施策」)
(2) 融資対象	<p>① 貿易振興 製造業(物品の加工、修理業を含む。)又は卸売業に属する事業を営む、次のいずれかの事業を行う中小企業者 ア 輸出品の製造、加工若しくは集荷 イ 製品の輸入若しくは原材料の輸入</p> <p>② 商店街 「商店街地域未来プロジェクト」に参加している中小企業者</p> <p>③ 休み方改革 県から「愛知県休み方改革マイスター企業」の認定(認定区分がシルバー又はゴールドに限る。)又は「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録を受けている中小企業者</p> <p>④ あいち女性輝きカンパニー 県から「あいち女性輝きカンパニー」の認証を受けている中小企業者</p> <p>⑤ 健康経営 県から「愛知県健康経営推進企業」の認証を受けている中小企業者</p> <p>⑥ カーボンニュートラル※2 環境負荷低減設備等を導入し、カーボンニュートラルの実現に取り組む中小企業者</p>
(3) 資金使途	<p>①から⑤: 事業資金</p> <p>⑥: 環境負荷低減設備を導入するために必要な事業資金※2</p>
(4) 融資限度額	8,000万円
(5) 融資期間・利率	<p>1年以内 年1.1%以内</p> <p>1年超3年以内 年1.2%以内</p> <p>3年超5年以内 年1.3%以内</p> <p>5年超7年以内 年1.4%以内</p> <p>7年超10年以内 年1.5%以内 ※資金使途は設備資金に限る</p>
(6) 金利区分	特別金利2
(7) 貸付方法	証書貸付、手形貸付、手形割引又は電子記録債権割引 ただし、手形貸付、手形割引、電子記録債権割引は融資期間1年以内に限る
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済 ただし、融資期間1年以内の場合は一括返済も認める
(9) 保証制度	一般保証
(10) 責任共有制度	対象
(11) 必要書類	<p>① 貿易振興: 計画書(様式5号)</p> <p>② 商店街: 「商店街地域未来プロジェクト」に参加している証明を受けた証明申請書※1</p> <p>③ 休み方改革: 以下のいずれかの書類 ア 「愛知県休み方改革マイスター企業」認定の証明書 イ 「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録証</p> <p>④ あいち女性輝きカンパニー: 「あいち女性輝きカンパニー」認定書</p> <p>⑤ 健康経営: 「愛知県健康経営推進企業」の登録証明書</p> <p>⑥ カーボンニュートラル ア 計画書(様式6号) (金利優遇措置を受ける場合のみ) イ 地球温暖化対策計画書が届出済みであることがわかる書類</p>
(12) 申込受付機関	取扱金融機関
(13) 金利優遇措置	⑥のみ: 令和7年3月31日までに保証協会が申込みを受付したもののうち、「地球温暖化対策計画書」を届出済の場合には、上記金利から0.5%引下げる

※1 証明申請書は、商業流通課に証明を受けること。

※2 環境負荷低減設備は、別表1の設備等とする。

<別表1>

項目	概要	対象となる主な設備
省エネルギーを促進するための設備	<p>エネルギーの使用を削減する設備。 なお、エネルギーとは、以下のものをいう。</p> <p>①燃料（原油、ガソリン、重油、その他の石油製品、可燃性天然ガス、石炭、コークスなど） ②上記燃料を熱源とした熱 ③上記燃料を起源とする電気</p>	<p>○燃料（原油、ガソリン、重油、その他の石油製品、可燃性天然ガス、石炭、コークスなど）の使用を削減する設備 ○上記燃料を熱源とした熱の使用を削減する設備 ○上記燃料を起源とする電気の使用を削減する設備</p>
新エネルギーを促進するための設備	<p>新エネルギーを利用する設備。 なお、新エネルギーとは、以下のものをいう。</p> <p>①太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、温度差エネルギー利用、水力発電など ②革新的なエネルギー高度利用技術（天然ガスコージョネレーション、燃料電池）</p>	<p>○新エネルギー（太陽熱利用、バイオマス熱利用など）を熱源とした熱を利用する設備 ○新エネルギー（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電など）を起源として発電する設備 ○革新的なエネルギー高度利用技術を利用する設備</p>
廃棄物、排水、副産物及び容器包装等（「廃棄物等」）のリサイクルを促進するための設備	<p>廃棄物等のリサイクル（再生利用、材料・製品の再資源化、燃料化）に資する設備。 主に以下の機能を有する設備をいう。</p> <p>①廃棄物等を回収、保管する設備 ②リサイクルのための処理を行う設備 ③その他、廃棄物等のリサイクルに資する設備</p>	<p>○廃石膏リサイクル設備 ○ごみ固形化設備（RPF、木質ペレット製造設備） ○生ごみ堆肥化設備 ○建設汚泥リサイクル設備 ○廃プラスチック洗浄設備</p>
廃棄物又は排水の量を減少させ、環境負荷の低減を図る設備	<p>廃棄物又は排水を削減する設備。 主に以下の機能を有する設備をいう。</p> <p>①製品を製造する工程で生じた廃棄物又は廃水を自社内で減量化・減容化するための設備 ②他の企業から処理を請け負った廃棄物を再利用するなどして減量化・減容化するための設備</p>	<p>○廃プラスチック減容化設備 ○生ごみからのガス発電設備 ○排水再利用整備 ○油水分離設備 ○工場廃液処理設備</p>
環境負荷低減型製品（エコ商品）を製造するための設備	<p>エコ商品を製造するための設備。 なお、エコ商品とは、以下のものをいう。</p> <p>①自然を破壊しない環境保護を目的とした商品 ②環境に悪影響を及ぼさない素材を使用した商品 ③リサイクルしやすい商品 ④廃棄しても環境汚染しない商品 ⑤ライフサイクルで省エネ・省資源が達成されている商品</p>	<p>○グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に係る法律）に対応した製品を製造する設備 ○エコポイント制度の基準を満たすテレビ、エアコン等を製造する設備 ○あいちリサイクル資材評価制度に基づき公共事業で率先利用することが認定された製品（あいくる制度適合製品）を製造する設備</p>